

第 87 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 令和 5 年（2023 年） 3 月 24 日（金） 午後 1 時 55 分～午後 2 時 40 分まで

2 場 所 小田原市役所 4 階 第 3 委員会室

3 出 席 者

(1) 会 長 小室 充孝

(2) 委 員 成木 喜代子、関野 次男、前田 江美、石塚 勝巳、須藤 智
瀬戸 一春

※欠 席 本田 耕一

(3) 事務局 小川総務課長、石塚副課長、古澤主任

(4) 説明員 (鴨宮中学校) 永山校長、有坂総括事務主査

(教育指導課) 相川主査

(教育総務課) 加藤副課長、菊川主査

4 資 料 別紙のとおり

5 会議の概要

(1) 開 会

(2) 議 事

(3) そ の 他

(4) 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

<諮問審議>

会 長

それでは、議題に入ります。議題（１）諮問事項、教育総務課所管の「学校徴収金に係る徴収業務」を審議します。

諮問内容の説明を求めます。事務局は、所管課の説明員を入れてください。

<説明員入室 有坂総括事務主査、加藤副課長が資料に基づき説明>

所管課
(鴨宮中)

それでは、説明させていただきます。今回諮問した個人情報取扱事務の名称は、学校徴収金集金業務口座振替代金回収サービスです。現在学校徴収金の集金が、本校では保護者の集金当番による現金集金を行っておりますが、現金を持参することによる紛失や盗難のリスク、保護者の方の集金作業の負担等が課題となっております。令和5年度からの口座振替の方法として、保護者は金融機関を選ぶことのできる浜銀ファイナンス株式会社の口座振替代金回収サービスを利用するもので、口座情報、集金金額等の請求データ、振替結果データの受け渡しをオンライン上で行うことから諮問するものです。

まず、学校徴収金についてご説明します。生徒個人が所有して使用する教材等の購入に係る教材費や遠足・校外学習の費用、生徒会費、進路指導、卒業アルバム等にかかる様々な経費があります。本校では年度当初の4月中に学校から保護者の方に、集金する内容、購入する教材の名前や必要経費の内訳、集金日程などを文書で通知します。学年によって異なりますが、令和4年度では年額で16,500円から26,500円、集金回数は年に5回程度、一回あたり約5,000円を5月から11月にかけて集金いたしました。この金額には、遠足や修学旅行の代金等は含まれておりません。修学旅行費については、現在保護者から旅行者への直接支払いとなっております。遠足については、ここ数年コロナの影響で実施するかどうかも含めて未定であったことから、当初の集金金額には入れず、別途現金で集金をしておりました。

今年度の集金方法や、校内での徴収金事務についても少しご説明します。学校徴収金の事務分担については、校長が校務分掌で担当職員を定めております。本校では学年会計の担当教諭、学年主任、事務職員が担当しております。各教科の担当の教員が授業等で使用する副教材、ワークやドリルなどを選定し、学年の会計担当職員と学年主任が執行計画、集金計画を作成いたします。各学年が作成した計画を基に、事務職員が学校配当予算等の調整等を行い、集金時期や集金の金額を決定し校長が認めるといった内容となっております。現在は現金での集金のため、PTAの集金の係である保護者に来ていただ

いて、現金の確認や集計を学校の中でやっていただいて、教頭が金融機関の窓口で入金をしております。未納者の督促については、督促通知や電話、家庭訪問等の方法により各学年の職員が行っております。また、未納者のうち、就学援助費や児童手当から教材費の納入をする家庭については、事務職員が対応しております。

次に、口座振替代金回収サービスについてご説明します。いわゆる通常の口座振替との違いですけれども、口座振替は保護者に学校の指定する金融機関、例えば本校は教材費等の口座として保有しているのがさがみ信用金庫の口座になりますが、その金融機関の口座からの引き落としとなります。学校が指定する口座とする場合には、保護者が普段生活口座として利用していない場合は、振替日の前日までに口座残高の確認や入金等を行う必要がありますが、この浜銀ファイナンスの口座振替代金回収サービスは学校徴収金を保護者が指定する金融機関の口座から口座振替により回収し、学校口座に振り込むかたちになります。地方銀行や信用金庫、ゆうちょ、ネット銀行等、国内に本支店がある金融機関が選択可能となっており、振替回収率が高いと言われております。回収サービスの手数料については、保護者の負担となります。振替処理請求が一件につき99円かかりますが、集金一回あたり全体にかかる振替回収手数料が880円かかります。これらが回収金から差し引かれて、学校の口座に振り込まれます。ちなみに令和5年度の生徒数で言いますと、振替4回を予定して、一人あたりの手数料は年間約402円と見込んでおります。口座状況の登録については、学校から保護者に預金口座振替依頼書の用紙を配布して、保護者に金融機関でお手続きをお願いします。金融機関から受け取り確認された依頼書を保護者から学校に提出いただいて、学校で5月頃取りまとめて、それを基に口座情報を浜銀ファイナンス株式会社のサイトで登録をするというかたちになります。集金情報については、請求データ、振替結果データの受け渡しにインターネットを使用します。学校にある校務用端末のパソコンから請求データをウェブ登録により提出し、振替結果についても校務用端末のパソコンから確認をするというふうになっております。以上、私からの説明になります。

所管課
(教育総務課)

引き続き、もう一件の案件でございます。基本的には同じ内容でございますが、学校徴収金に係る徴収事務ということで、オンライン結合を行う事務ということで、今回お諮りさせていただいております。先程、鴨宮中学校側から学校現場の徴収金の詳細のお話がありましたので、私の方から冒頭、学校全体における徴収金の状況をご説明させていただければと思っております。今小田原市内の中学校ですけれども、全11校中口座

振替をしているのが4校、現金徴収をしているのが7校という状況でございます。口座振替をしています、実はデータの受け渡しはCD・DVDに焼いた上で持っていくというやり方をとってございます。小学校25校は、全て現金集金でございます。意向も少し確認していますが、口座振替に移行したいという小学校は11校ありまして、検討中が9校ということで、現金集金のままいきたいというところも中にはございます。ですので、今からご説明します学校徴収金全体の徴収業務が、必ずしも全校がこのインターネット経由でシステム登録して口座から引き落としという訳ではないのですが、これから学校において現金を扱うことのリスクを踏まえ、できれば口座引き落としという方向性でやっていったらどうでしょうかという投げかけをしておりますので、まとめて諮問させていただいているところでございます。鴨宮中学校は先行して、浜銀ファイナンス株式会社ということでどこの銀行口座からも引き落としができるというフレームでございましたけれども、これからご説明します全体の動きに関しましては、基本ゆうちょ銀行を前提とした引き落としの流れになります。決定的な違いはゆうちょ銀行の口座を開設していただくということが全く違うところでございます。あとは、手数料の問題でございます。先ほど、鴨宮中学校の方から一件90円という100円近いというお話がありましたけれども、ゆうちょ銀行は一件10円の手数料がかかります。手数料のことを考えて、ゆうちょ銀行でということで今整理をさせていただいてございます。全体の流れに関しては、先程ご説明いただいた内容と一緒に、保護者から集めたゆうちょ銀行の口座番号、引き落とし金額を、インターネット回線を通じてシステムに登録して引き落としを行うという形になってございます。大体の金額と回数ですが、実は小学生が今ざっくりですけれど8,600人、中学生が4,300人ぐらいいまして、合計で大体13,000人ぐらいいます。小学校一年生から中学校三年生まで。金額がそれぞれ各校各学年でバラバラでございます。大体アベレージ、中央値を取りますと、小学校で6,500円から10,000円程度、中学校で言いますと11,000円から19,000円程度。引き落としの回数も大体2回、3回、4回とこの辺りが多いのですが、毎月取っているところもあるということで各校やり方がバラバラの状況でございます。トータル金額について言いますと、合計で、これはPTA会費も含まれますが、約2億4,600万円のお金が動いているという状況でございます。一校あたりに換算をしますと、これも人数の多い少ないがありますので、小学校で言うと130から960万、中学校で言いますと600から1,700万と。人数の多い少ないによって一校辺りの金額も変わってきているという状況ではございますが、こういった大きなお金が動いていく状況ではございますので、極力口座振替でやっていきたいと

ということで、全体の方針ということで今回諮らせていただきました。安全対策に関しましては、インターネット回線ですけれども TLS1.2 により暗号化した情報の漏洩を防止する対策はとっている状況でございますので、問題はないと考えております。説明は以上になります。

会 長 それでは、委員の皆様からご質問はございますか。

委 員 例えば自分の口座に、スイミングクラブとかがあって口座振替の依頼書を書いて、そこから勝手に口座から落とされるとして、それが、相手が浜銀ファイナンスという会社があって、そこに学校の教材費とかが自動的に振り替えされる手続きを皆がする。そうすると、銀行口座に「浜銀ファイナンス 1,200 円」とかそういうふうに出てくるという感じですか。

所管課 銀行の引き落としの印字ですが、鴨宮中学校教材費と印字がされることになります。

委 員 あともう一つ、ファイナンス会社ということで、クレジット会社と一緒に、例えばもし引き落としができなかった場合、その上に利息みたいなものが付くのですか。

所管課 そういうことではないです。

委 員 保護者が浜銀ファイナンスに対して銀行の口座を登録して、それで登録した何かを中学校の方にお知らせするという流れですか。

所管課 保護者の方に口座振替、自動振替の手続きの用紙を4月にお配りするのですが、まず保護者の方がお使いの金融機関に行っていただいて口座振替の申し込みをしていただきます。そこで、金融機関が受付をしたものの2枚目を出してくださいとご案内をする予定なのですが、受付をいただいたものを学校に出していただくという流れになります。

委 員 あとは、受付したということを複写とかで保護者の口座番号とかが載っている紙を学校に提出するということですか。

所管課 その通りです。

委員 そうしたら、その提出した紙の管理とかはどうなるのか、また、卒業した際にその
浜銀ファイナンスに登録した口座データはどうなるのかというところを教えていただ
けますか。

所管課 学校で取りまとめをさせていただきました後に、レターパック等で浜銀ファイナンス
の委託者の方に送付をすることになります。オンライン上のデータは24カ月保存され、
その後廃棄されると聞いております。

委員 複写したものを送ってしまうから学校には残らない。全てデータは浜銀ファイナンス
が管理するということですね。

会長 他にいかがでしょう。

委員 私は基本的には、このオンライン系は賛成なのですが、今までは自分でお金を持
って行って集金していた。すなわち、お金を出すことに対して、そこで承認という手続
きが取れたと思うのですが、こういった自動引き落としになった場合、承認はどこ
のタイミングでとっているのですか。

所管課 一般的には、保護者様への通知で共済費はいくらとか、何々いくらといった通知がさ
れます。基本的には、そのお金を引き落とすという同意をいただいている状況ではござ
いますので、これだけかかりましたという保護者様への通知をもって、いついつ引き落
としますというような情報もセットで情報としては保護者に伝わっている前提で引き
落としが行われるということです。

委員 ということは、例えば今4月1日学年度の始めに、今年はこれだけの金額を落としま
すというのを相手に通知して、それが何らかの形で承認をもらったこととしてやってい
るという事業でよろしいでしょうか。通知だけして、サインも何も貰わない。ただし、
口座からどういうふうに落ちますという形は少しまずいかと私は思っているのですけ
れども。

所管課 自治体によっては、納入に同意するような書面を保護者の方からいただいているということもあるようですが、自分の知る限り、小田原市内の学校では今のところそういった手続きはとっておらず、先程おっしゃられましたように学校からの通知をもって納入をしていただくというような流れになっております。

委員 きつと原則的には、例えば卒業アルバムの費用云々というのも、多少4月頭の見積もりと実際に作る段階での見積もりは変わってくるかと思うんです。今のように物価が急激に上がったりとすると。その辺の誤差もあると、何となくその辺の確認は、もう少し何か手順があった方がよろしいかなと思うのですが。

所管課 この学校徴収金の性格からお話をしますと、公金か私金かでいうと、私のお金になりまして、学校教材の購入だとかということに関していうと、保護者が校長先生にお願いして買ってもらっているという状況が全体の流れになります。あくまでも、学校給食が公会計化されたときのように公金という扱いではないので、保護者様と学校との関係の中で合意がとれているというのが前提なのですが、今お話しがあったように、その合意を前提として毎回この金額で良いですというのは、署名とかというのは小田原市はやっていないという状況にはあります。ただ、皆さん経年でこれくらいの金額がかかるというような認識のもと、今流れている状況ですので、署名をもらうかという、そこはおそらく中々難しいかなというようなことは想定されます。

委員 最近始まった桜通信でしたか、多分システム的に出るのはそんなに難しくないと思うのですが。例えば先程の遠足費です。遠足と違って基本的に任意の参加ですよ。例えば体の都合が悪いとか、そういった方は参加できない訳じゃないですか。そういう方は、当然払う必要はない費用になるのですよね。修学旅行ですとか。ただ今の報告ですと、その人に対しても集金が発生してしまってお金が落ちることなのですよ。その辺を少し詰めた方がよろしいのではないかなと思っています。

所管課 実際に遠足に関しては、遠足に行ってバス代とか交通費がかかった方の引き落とし分だけしか動かないということです。

委員 修学旅行費は積み立てですよ。

所管課 修学旅行費は別途積立です。

委員 年度初めとかにこのぐらいのお金ですというのを一回通知するのではなくて、払う何週間か前とかに、これのお金がいくらですというのを通知していくという認識でいいのですよね。

所管課 年度当初に年間の概算と言いますか、集金予定をお知らせして、また集金スケジュールに合わせてご確認のために桜連絡網等を使って保護者の方にお知らせをするというようなことを考えています。

会長 他に何かありますか。

委員 このタイミングでやるというのは、何か今まで支障があってできなかったのか、それとも、こういうシステムがあるというのを知ったからやるのか。現金を扱うというのなるべく避ける方向かなと思ってはいるので、教えていただければと思います。

所管課 すごく昔の話になりますが、小田原市の中学校のほとんどが口座振替をやっていた時代がありました。ただ、未納問題ということがすごく深刻になってしまって、要するに口座引落しだと、中々お金を持ってこなくても見えにくいので未納が増えてしまったという課題があって、現在鴨宮中学校を含めた多くの中学校で現金集金に戻されてしまったという経緯があります。ただ、昨今教員の超過勤務の問題であるとか、あるいは金融機関側の手数料の問題とか、あとは、現金の紛失のリスクといったこともありますし、より適正な学校徴収金取り扱いに対しての公費に準じて適正にやっっていこうといったところも変わってきたかと思います。そういったタイミングで、こういったサービスが数年前から県内の小中学校で政令指定都市中心に導入がされているようだということから、情報提供もあったことから、校内で検討して導入をしたいと考えたということです。

会長 他にありますか。

よろしければ質疑を終わりにします。説明員の方は、ご退席いただいて結構です。

<説明者 退席>

会 長 では審議に入ります。諮問事項について、ご意見いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会 長 ご意見がなければ、諮問事項（１）について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

会 長 ご異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項（１）を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員 (全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項（１）は承認することといたします。
次に、議題（２）報告事項の「ア 障がい者相談支援事業について（前回諮問事案）」報告を求めます。

事務局 それでは、事務局から報告をします。今日卓上にお配りしました個人情報の取り扱いの答申と、前回の個人情報取り扱い事務の諮問議案をご覧ください。前回、障がい福祉課が、障がい者の相談支援事業である支援センタークローバーへの委託に関する諮問をしました。個人情報の取り扱いの答申では、条件付きで認めますということで、事務局が個人情報の取り扱い等を確認するという条件を２つ付けております。条件１は、当該委託業者で取り扱う個人情報に関して、委託先での管理方法や帰属等を把握、整理すること。条件２は、当該委託事業に関して個人情報の取り扱い事務登録がないということだったので、作成の必要性を確認することということで、次回審議会に報告するという条件をつけて答申をしているところです。これを受けまして、送付しました障がい福祉課が提出した障がい者支援事業の相談支援事業の個人情報の取り扱いについて、回答がきておりますので、こちらを報告します。
まず、条件１の当該委託業者で取り扱う個人情報に関して、委託先での管理方法や帰属等を把握、整理することについては、回答としては業務委託契約を結んでおりまして、

その中で個人情報の収集や保管等の管理方法について定めており、受託事業者には、個人情報の管理体制や責任等を定めた個人情報の管理体制等の届け出の提出を義務付けています。また、受託事業者が所有する個人情報は、当契約書にて、当該帰属するものと定めています。業務委託契約書をご覧ください、第12条に個人情報の保護というところがありまして、別添の事項を遵守しなければならないとあります。特記事項の別添の第12条特記事項というところで、第1条の2項で、受注者は、この契約による業務に従事するものをあらかじめ明確にし、適切な指導・監督を行わなければならない。受注者は個人情報の管理体制を記載した書面を提出してくださいと書いてあります。その管理体制届出書が、最後につけたものです。これは3つの事業者から出ています。特記事項の第3条では、個人情報の収集、第4条では個人情報の保管、第5条では秘密の保持ということが規定されております。第9条につきましては、個人情報の帰属で、この契約による業務を処理するために受注者が収集・作成・加工・複写または複製、こうした個人情報は発注者・小田原市に帰属するものとするということで書いてあります。これが条件1の回答の内容になります。次に条件2、当該委託業務に関して個人情報取り扱い事務登録後の作成の必要性を確認することということで、こちらも委託業務ですけれども、小田原市が実施している業務であるので、本業務についても個人情報取り扱い事務登録等の作成を行い、総務課に届けていただいております。以上が、障がい福祉課の報告になります。

会 長 事務局の報告について、質問等ありますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにいたします。

次に、「イ 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」報告をお願いします。

事務局 小田原市の個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明します。まず、最初に法施行条例の制定の背景ということで、これは前々回から個人情報保護に関する法律が直接適用されるという形で、施行条例を作るところの諮問もさせていただいておりますが、もう一度確認しながら説明したいと思います。令和3年5月に個人情

報の保護に関する法律が改正されまして、各法律が統合されるとともに令和5年4月1日から地方公共団体にも直接適用されることになりました。この法律が、全国共通のルールとして一元化されたというものです。参考イメージを見ていただくと、まず法律が3本ありまして、個人情報の保護に関する法律、行政機関の個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法がありまして、この3つが法律的には統合されて個人情報保護法というものに改正されて、改正後の個人情報保護法というもので右側の図となります。その下に個人情報保護条例（各地方公共団体）とありますけれど、地方公共団体は個人情報保護法の対象になりますという形で規定されました。この法律に則って、地方公共団体も個人情報の取り扱いをしなさいということです。表のイメージ図に書きましたけれども、地方公共団体については、法の施行条例ということで、法が許容する範囲で法施行条例を制定することが可能という形をとっております。2番目は本市の対応になります。本市はこれまで個人情報保護条例を運用してきましたけれども、個人情報保護法が直接適用されるということで、個人情報保護条例を廃止することになりました。ただ、小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例というものを制定しまして、法が許容する範囲において現行の個人情報保護条例の運用と同様の運用となるよう規定することとしました。令和4年12月の市議会定例会に、議案として小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例と、小田原市個人情報保護審査会条例を提出しております。裏面をご覧ください。個人情報保護制度の運用イメージですけれども、まず現行は、小田原市の個人情報保護条例という形で個人情報の取り扱い、開示請求の手続き、訂正請求の手続き等が決まっておりました。これが右側に移りまして、令和5年4月1日以降は、個人情報保護法の中の個人情報の取り扱い、開示請求、訂正請求、利用停止請求等も法律に規制されていますので、そちらが適用されるという形になります。その中でも、真ん中に小田原市の本市法施行条例というものがありまして、この許容範囲内の中で、開示請求の手続きとか訂正請求の手続き等を条例の中で定めたものです。その表の下の法と本市法施行条例との内容の比較ということで、例えば一番上の開示決定の期限は条例の第3条に書いてありますけれども、法律だと個人情報の開示請求があつてから30日以内に諾否決定しなさいという規定が法律上規定されているんですけども、今まで小田原市は休日を含めない10日以内で諾否決定をしなさいということで決めていましたので、法施行条例の中で、国の30日ではなく請求から15日以内と定めております。開示請求にかかる費用負担につきましては、法は300円の手数料を取りますが、施行条例の中で手数料を取りませんということにし、ただし、実費のコピー代は負担してくださいとい

う形で今までの運用を反映しております。訂正請求、利用停止請求は、法律は開示請求を受けたものに対して訂正請求、利用停止請求をしろさいという規定がありますがけれども、本市の施行条例の中で市が保有している個人情報に対しては訂正請求、利用停止請求、自分のものについてはできますという規定を設けております。あとは、運用状況の公表ということで、制度の運用状況を毎年公表するというものを施行条例に書いております。3番目、施行日等についてですが、令和4年12月の市議会定例会において可決成立しており、公布日は令和4年12月16日、施行日は令和5年4月1日になります。ホチキス止めしたものが実際の公布内容になります。まず、個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、先程言った第3条のところは15日以内になります。第4条で費用は徴収しないと書いてあります。あとは、訂正請求の手続きとか、第7条の利用停止請求、第8条に運用状況の公表ということで、全8条の条例になっております。もう一枚の方は個人情報の保護審査会です。審査会の方は、今まで個人情報保護条例の中に審査会のことが規定されていましたが、それを分離しまして、個人情報保護審査会については、一個の個人情報保護審査会の単独の条例として規定しております。説明は以上になります。

会 長 事務局の報告について、質問等ありますでしょうか。

各委員 (質疑なし)

会 長 よろしければ質疑を終わりにします。それでは、(3)のその他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特に報告事項はありませんけれども、会議録を作成しだい郵送させていただきますので、ご確認していただきたいと思います。それをホームページ等に公表するというような手続きになります。以上です。

会 長 それでは、これをもちまして第87回小田原市個人情報保護運営審議会を閉会します。